

やっぱり起こった、情報流出！

「マイナンバーって大丈夫？」

「そんなに必要な制度なの？」

「医療機関はどうすればいいの？」

「どうせ政府・財界は腹黒いこと考えてるんでしょ」

こんな疑問や意見にお答えする虎の巻！！必見です

へへっ、そこまで腹黒くないよ（ウソだけど）



丸わかり！ これであなかも 「マイナンバー通」

の問題



個人情報じゃなくて
マイナンバーの問題点と
政府・財界の真の狙いを
流出してやる～!!

比較的 医療者向け

一般の方も分かる!! 必読

INDEX

- Part.1 そもそも「マイナンバー」って何？
- Part.2 マイナンバーで暮らしはどうなる？～国民のメリットは？～
- Part.3 医療機関の責務～マイナンバーにどう対応するの？～
- Part.4 マイナンバーの利用範囲「拡大」法案
～今国会で成立？特定健診情報も追加？～
- Part.5 マイナンバーと絡めて医療情報が狙われる？
～政府・財界のあの手この手～
- Part.6 マイナンバーの真の目的とは？～政府・財界にとって～
- Part.7 それでもマイナンバーは必要ですか？
～私たちは今、何をすべきか～
- 参考資料

企画・編集
神奈川県保険医協会

だれか私に
名前をつけて
くれないかなあ...



マイナンバーがあれば
名前いらないだろっ！



やはり起こった、個人情報の漏洩・流出が。

2015年6月1日に発覚した年金情報約125万件の流出問題である。サイバー攻撃による日本年金機構の職員のPC感染が原因とのことだが、行政機関のセキュリティが万全でないことが明らかとなった。時同じく、東京商工会議所がセミナーの参加者名簿など約1万2,000件の個人情報流出を発表。更には、海を越えて米国では政府職員400万人の人事データ流出が発覚した。もはや破られないセキュリティシステムはないという現実が付きつけられている。

これら情報流出問題を機に、多くの国民は個人情報の漏洩・流出の怖さに気付いた。そして、患者の医療情報という機微性の高い医療情報を取り扱う我々医療者こそ、この問題に関心であってはならない。IT全盛の今日、情報漏洩・流出は必ず起こり得るものと認識し、単に利便性だけを求めたIT利活用論に疑問を持ち、個人情報は保護を前提に慎重に取り扱う必要があることを改めて認識しなければならない。

今年の10月に個人番号通知、来年1月から運用開始が予定されているマイナンバー制度（共通番号制）。国民への周知や企業の対応は遅々として進んでいない。政府は広報・宣伝に注力しているが、マスコミは年金情報流出問題と関連付けて、マイナンバーによる個人情報漏洩を懸念するニュースを連日のように報道。制度内容よりも危険性が広く国民に知れ渡るという格好となった。

マイナンバーによる情報漏洩リスクは、医療機関にとっても他人事ではない。来年1月からは、従業員やその扶養家族の個人番号の収集、管理、源泉徴収票等への記載といった責務が課せられる。そればかりか、審議中断中の番号法改定案が成立すれば、政府は特定健診情報を足掛かりにカルテレベルの医療情報をマイナンバーの対象として拡大していく。そうなれば、医療機関は将来的に患者のマイナンバーの取扱いまでも強要されることになる。医療機関から漏洩・流出が起これば、世論の反応や被害規模、慰謝料の総額、社会的信頼の失墜などは年金情報の比ではない。

また、マイナンバーが「社会保障個人会計」という、個人をターゲットとした給付抑制策のツールになることも忘れてはならない。

くり返しになるが、国民はマイナンバーの危険性を知り、制度の必要性そのものにも疑問を持ち始めた。マイナンバーの施行、運用阻止の機運は高まっている。この状況は2009年のオンライン義務化撤回運動をも彷彿させる。それほどの好機が訪れたのだ。日弁連をはじめ、多くの団体もマイナンバー阻止の動きを強めている。10月施行まで残り時間は少ないが、このビッグチャンスを見逃さず、マイナンバー阻止の大きな全国運動を展開しようではないか。

（※ここからは消してお使いください）

この資料は、著作権フリーです！（神奈川県保険医協会のキャッシュは入れてね）。各保険医協会・医会での学習会等での活用、また会員の諸先生方の待合室学習会など、様々な場面でご活用ください。マイナンバーの施行は10月5日からです。それまでの短期間でしか使えない資料ですが、全国各地の運動の一助となれば幸いです。

2015年6月28日
神奈川県保険医協会
医療情報部長 田辺由紀夫

Part.1 そもそも「マイナンバー」って何？

- あらゆる個人情報を、同一人物の情報であることの確認を行うための『基盤（インフラ）』
- 個人や法人に振られる番号は、各分野に散らばる個人情報をマッチング（紐付け）させるための『鍵』
- マイナンバーに必要な3つの仕組み
 - ①付 番…悉皆性、唯一無二性、見える番号（全ての国民、在留外国人、法人に付番）
 - ②情報連携…専用回線（ネットワーク）を用いた情報連携が原則
 - ③本人確認…個人番号を記載したカードの交付
- 社会保障、税、災害対策の3分野で利用（最初は…）

社会保障分野	年金	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	医療 福祉 その他	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・低所得者対策の事務等に利用
税分野		・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、法定調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用

- 施行日は今年の10月5日（番号通知が始まる）、運用開始は2016年1月1日（P.3のロードマップ参照）

■通知カードと個人番号カード

「通知カード」

- ・10月に郵送（世帯毎）される“紙っぺら”
- ・個人番号が記載
- ・個人番号カード交付申請書（+返信封筒）が同封

「個人番号カード」

- ・券面に写真、マイナンバーが記載
- ・ICチップが内蔵。個人番号と基本4情報が記録
- ・2016年1月から申請に基づき交付（申請は任意）
- ・スマホ等を使ったウェブ申請も？（↓）



2015/6/1 月曜日

既読 12:00 個人は12桁、法人は13桁の番号が振られるんだあ…

既読 12:05 私はマイナンバーなんて知らないから、断ろうかな

既読 12:10 ひっひひ!! マジかコイツ

既読 12:15 おめでたい奴だな！欲しくなくても全員に番号が振られるんだよ!!

既読 12:20 ガーン!! (さくらももこ風で)

既読 13:00 「小さく産んで大きく育てる」政府の常套手段だぜえ～!! ワイルドだろう～!?

既読 13:05 そのうち利用範囲をどんどん拡大してやるぜ!!

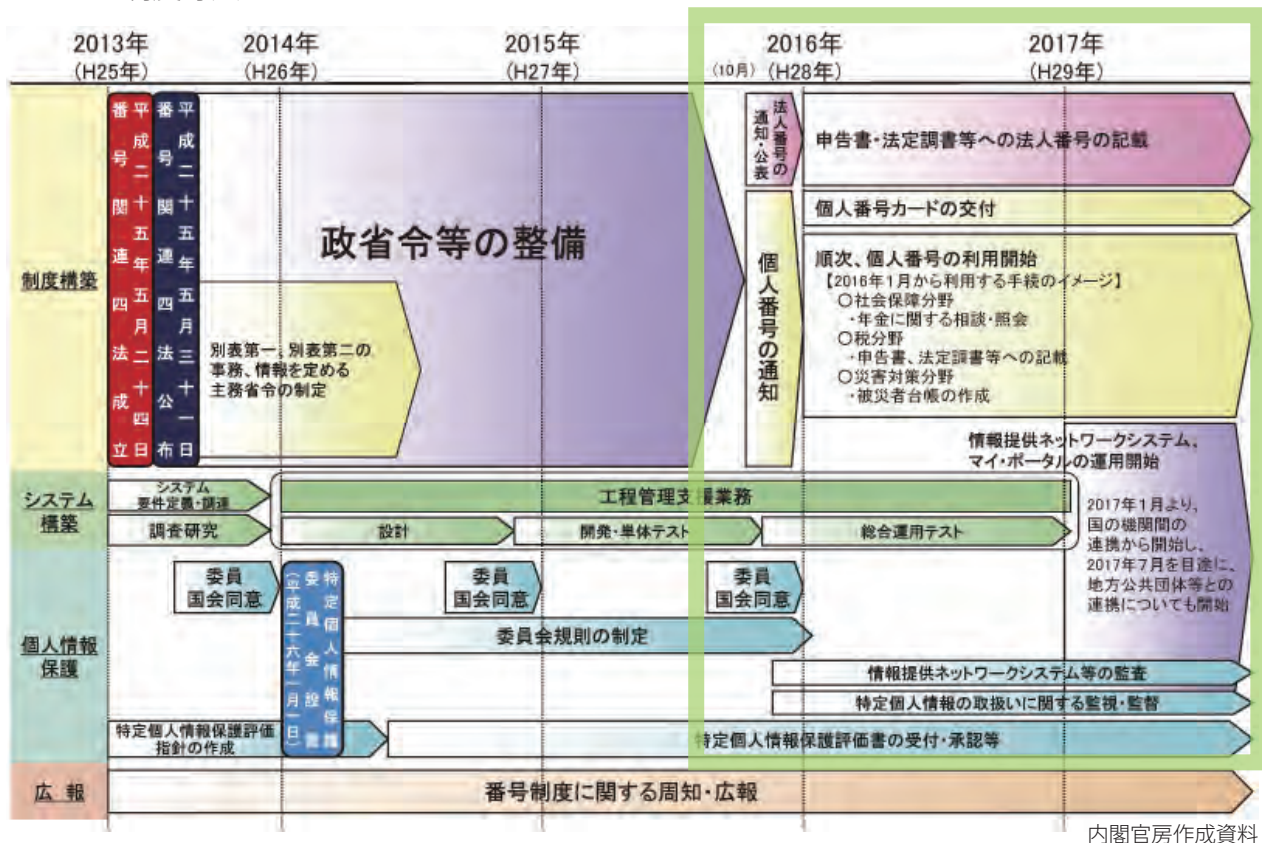
既読 15:20 ス●ちゃん?

既読 17:00 個人番号カード（見本）

既読 18:30 ウェブ申請なんて、本当に大丈夫なのかね？顔写真付きデータが大量流出なんてことに…

既読 19:00 はて!? 流出ってなんのこと…

■マイナンバー制度導入のロードマップ



マイナンバー（共通番号制）はどこから出てきたのか？前史～成立まで

- 1980年：グリーンカード法案が成立
 - ・納税者番号制、利子・所得への総合課税が主目的
 - ・しかし高額所得者等の強い反対により、施行を待たずに1985年に廃止
- 1999年：住民基本台帳法の改正、2002年に住基ネット稼働
 - ・全国で反住基運動、裁判闘争が拡大
 - ・個人情報の名寄せ・納税者番号の使用を禁止、民間利用も禁止
 - ・2003年から住民基本台帳カード交付。2014年3月末時点での普及率は5.2%（総務省調査）

※国民総背番号として活用したい側からの評判は思わしくなく、より自由かつ広範に利用できる新たな番号制度の導入が議論されることに

- 2001年～：新自由主義にもとづく構造改革を推進（小泉構造改革）
 - ・経済財政諮問会議（構造改革の司令塔）→社会保障番号、社会保障個人会計、社会保障カー

ドの導入を検討（骨太方針2001）

- ・IT戦略本部（日本のIT戦略を決定し推進するための国の機関）→社会保障カード、電子私書箱等の導入を検討
- 2009年～：民主党に政権交代→共通番号制へ（番号構想は“継承”）
 - ・民主党の政策集 INDEX2009「所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する」
 - ・2011年5月～12年12月：全国47都道府県で「番号制度シンポジウム」を開催
 - ・2011年6月：「社会保障・税番号制度大綱」を閣議決定。その際、事前公募から名称を「マイナンバー」に
- 2012年2月：民・自・公の三党合意のもと、共通番号法案が第180回通常国会に上程
- 2012年11月：衆議院解散、一度も国会審議されぬまま、共通番号法案は廃案に
- 2012年12月～：自民党に政権交代（第2次安倍政権）→マイナンバーは“継承”
- 2013年3月：マイナンバー法案が第183回通常国会に上程→5月24日に成立

Part.2

既読
20:00

政府広報の
欺瞞を斬る！！

※P.4 中段の政府広報資料を
バラして見やすくしています

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、
書類の添付が減ります。



行政の効率化

行政手続が、
正確で早くなります。

各機関で作業のムダが
削減され、手続が
スムーズに！



災害時の行政支援に
マイナンバーを活用。

被災者台帳の作成
などにより、迅速な
行政支援を実現します！



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を
実現します。

所得把握の正確性が
向上し、適正・公平な
課税につながります。

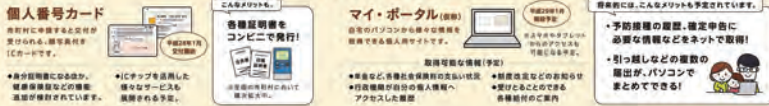


年金などの社会保障を、
確実に給付します。

未払い・不正受給を
解決します！

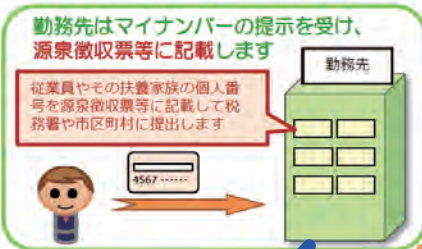
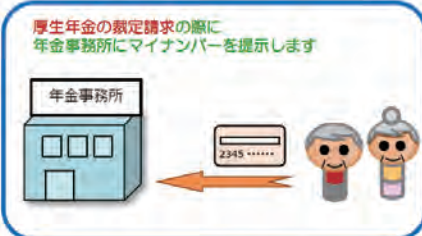
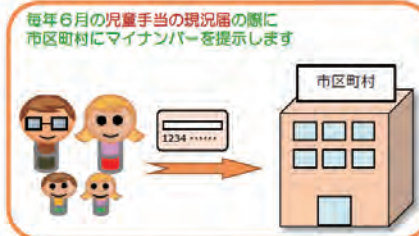


この2つで、さらに便利に！



マイナンバーは様々な場面で利用します。

(政府広報資料より)



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります

既読
18:07

それじゃあ斬っていくよ～！

既読
18:08

何の書類が、どれだけ減るの？
そもそも年金や福祉の申請って
一生に何回あるの？

既読
18:10

うっ…そ、それは…

既読
18:20

今でも各市町村は独自の情報
連携システムを構築して効率
化を図っているよ
それ以上に正確で早くなるの？

既読
18:22

マイナンバーが分からないと
被災しても迅速な支援が受け
られず、後回しになるの？

既読
18:30

……

既読
18:35

不動産や海外口座はマイナン
バーの対象外だよ。この時点で
正確な所得捕捉、公正な徴税、
課税は実現しないよね？

既読
18:38

未払いや不正受給がどれだけの
割合であるの？ 1% 未満でしょ
費用対効果は合うの？

既読
18:42

ここに書いてある事ってまだ
決まってないよね…

既読
18:50

(…バレたかなあ…)

既読
18:55

な～んか
嘘くせえ～

既読
19:00

…やるな、白い奴！

既読
22:00

それより、なにこれ？
義務なの？

Part.3 医療機関の責務 ～マイナンバーにどう対応するの？～

- 医療機関は「個人番号関係事務実施者」に
- マイナンバー付きの個人情報は「特定個人情報」と定義され、一般の個人情報よりも厳しい保護体制が必要に
- 医療機関は、従業員（パート、アルバイト含む）、扶養家族のマイナンバーの収集およびその管理、支払調書や源泉徴収票等への記載などの責務が課せられる
- 各種法定調書には、給与支払者の個人番号又は法人番号の記載欄が（医療法人は法人番号を、個人診療所は先生本人の個人番号を記載することに）
- マイナンバー付き個人情報の取扱い上遵守すべき事項は多岐に（具体的な取扱い、対応等については P.7 参照）

マイナンバーを記載する書類（主なものを抜粋）

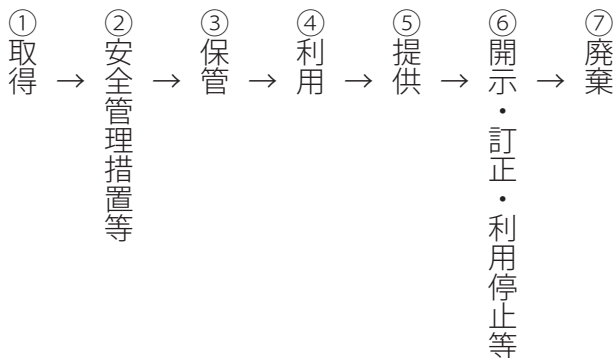
社会保障分野

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得・喪失届
- 報酬月額算定基礎届／報酬月額変更届
- 健康保険被扶養者（異動）届
- 健康保険・厚生年金保険産前産後休業／育児休業等取得者申出書・終了届
- 国民年金第3号被保険者関係届

税分野

- 給与所得の源泉徴収票／給与支払報告書
- 退職所得の源泉徴収票／特別徴収票
- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 配当、余剰金の分配及び利息の支払調書
- 不動産の使用料等の支払調書
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書

事業者から見た特定個人情報等の取扱いプロセス



2014.12.11「特定個人情報取扱ガイドライン」より

- 悪意の漏洩・流出、目的外利用には刑事罰が（P.7 参照）
- 悪意のない過失の漏洩・流出でも民事訴訟、監視・監督機関の「特定個人情報保護委員会」の立入調査が

2015/6/3 水曜日

既読 12:00
えーっ！自分の個人番号まで記載しなければならないの!?

既読 12:10
BINGO!!

既読 12:15
先生方の個人番号はサラリーマンなんかよりも幅広く使わなければならないんだぜ～！

既読 12:18
漏洩、悪用のリスクも高くなってるの、気付いてる～？

既読 13:00
ギョギョッ！

既読 14:00
なんか面倒くさそうだなあ…

既読 14:05
風評被害とか、社会的信頼の損失とか…、なんだかなあ…

既読 14:08
責任とか負担ばかり医療機関に押しつけやがって!!

既読 14:30
ニヤッ やっと気付いたか

既読 14:38
いいねえ～！愚痴を連発しているねえ～!! ウハハッ

既読 14:46
いまは従業員とその家族の番号だけが対象だが、そのうち患者の医療情報だってマイナンバーの対象に拡大するぜ！

既読 15:00
そうなれば、も～っと大変になるんだぜ～！分かってるのか～い、先生方よお～!!

■医療機関の具体的な対応

その1「取得」

- 本人確認の厳格化（番号確認と身元確認）
（確認方法）
 - ①個人番号カード
 - ②通知カード+免許証 or パスポート
 - ③住民票（番号付き）+免許証 or パスポート
 ※免許証・パスポートがない場合は、「保険証
+年金手帳」等の2つの書類で身元確認する
- 従業員への利用目的の通知、公表
目的例…「源泉徴収票作成事務」
通知方法…メール、掲示等

その3「保管」、「削除・廃棄」

- 保管は必要がある場合に限る
例）雇用契約の継続的な関係がある
法令で一定期間の保存が義務付けられている
- 保管方法の工夫
 - ・必要がなくなった際の速やかな削除・廃棄を前提に保管（年度ごとのファイリングなど）
- 削除・廃棄は復元できないように
 - ・書類の場合はシュレッダーにかけるなど復元不可能な状態に
 - ・データの場合は容易に復元できない方法で

その2「安全管理措置等」

- マイナンバー事務取扱担当者の特定
 - 従業員の教育
 - 書類・書面で記録する場合は、鍵付きの棚などへの保管
 - パソコンやサーバー等にデータで保管する場合は、ウイルスソフト等の見直し・強化
- セキュリティレベルの強化が求められている

その4「利用」、「提供」

- 医療機関におけるマイナンバーの利用・提供場面は、院長本人と従業員等の社会保障・税に関する手続書類の役所等への提出のみ
- 利用目的以外利用・提供は禁止

想定される“起こりがち”な禁止事項

- 患者名簿、受診票等へのマイナンバー記載
- 民間企業等への提示（目的外）
- 保険証忘れ等の際の患者のマイナンバー控え
- 個人番号カードを保険証の代替として患者が提出した場合のマイナンバー控え

既読
16:00

.....

既読
16:05

こんなに大変なの？知らなかった…
罰則まであるし…嫌になっちゃうよ!!

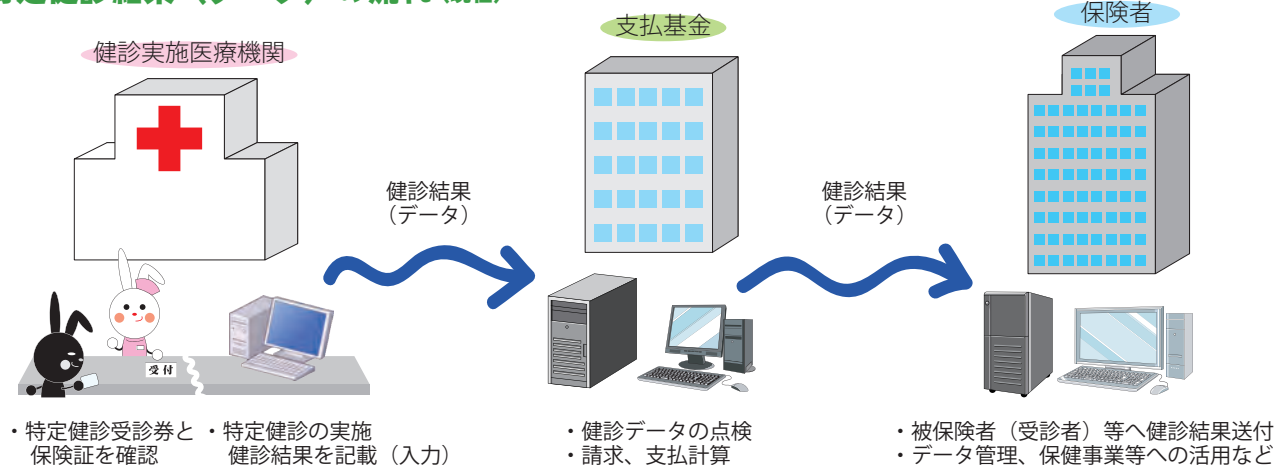
■義務違反に対する主な罰則

①正当な理由なしに、特定個人情報ファイル等を提供した場合	4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科（番号法67条）
②不当な利益を得る目的で個人番号を提供または盗用した場合	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金または併科（番号法68条）
③詐欺、暴行、脅迫、窃盗、事務所などへの侵入、不正アクセスで個人番号を取得した場合	3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金（番号法70条）
④法人（代表者の定めのある任意団体を含む）の役員や従業員が、その法人の業務に関して前記①、②、③等に違反した場合	その行為者+法人等も処罰（両罰規定）（番号法77条）

Part.4 マイナンバーの利用範囲「拡大」法案 ～今国会で成立？特定健診情報も追加？～

- 施行前に改定法案が国会審議。5月21日に衆院通過、参院で審議中も、6月1日に発覚した日本年金機構の約125万件の年金情報流出で審議が中断
- 改定案の中身は、預金口座、特定健診情報、予防接種履歴をマイナンバーの対象に追加する「拡大案」(P.9 参照)
- 政府の2つの約束違反
 - ① マイナンバー法の附則6条には「施行後3年を目途に国民の理解を得つつ利用範囲を見直すもの」と規定。しかし、施行前に利用範囲の拡大案を国会で通そうとすることは、法の附則を反故にする行為
 - ② 医療情報については、マイナンバー法の審議段階から、その機微性が重視され、マイナンバーの利用範囲から除外に。しかし特定健診情報は紛れもなく医療情報であり、改定案は法の趣旨を反故にするもの (P.9 参照)
- 改定法案が成立した場合、誰が特定健診情報にマイナンバーを記載(入力)するのか？考えられるのは…
 - ① 受診者本人、② 保険者、③ 雇用先の事業者、④ 健診の実施医療機関

特定健診結果(データ)の流れ(現在)



この流れを見る限りでは、流れの最上流となる健診実施医療機関が受診者のマイナンバーを記載(入力)することになるのではないかな？

- (↑) こうなった場合、医療機関はすべての特定健診受診者(≡患者)の「個人番号利用事務実施者」となり、受診者(≡患者)のマイナンバーの収集、記載、管理等の責務が課せられることに
- 特定健診情報は「特定個人情報」に格上げされることになるので、一層レベルの高い個人情報保護体制が求められる

2015/6/4 木曜日

既読
12:00既読
12:06既読
12:08既読
13:00でも、国民への約束違反は
よくないし、バレてるよ!!既読
13:06既読
14:00漏洩・流出が起こったら
大変な事態になりそう...既読
14:02

■ マイナンバー改定法案の概要（政府資料より抜粋）

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

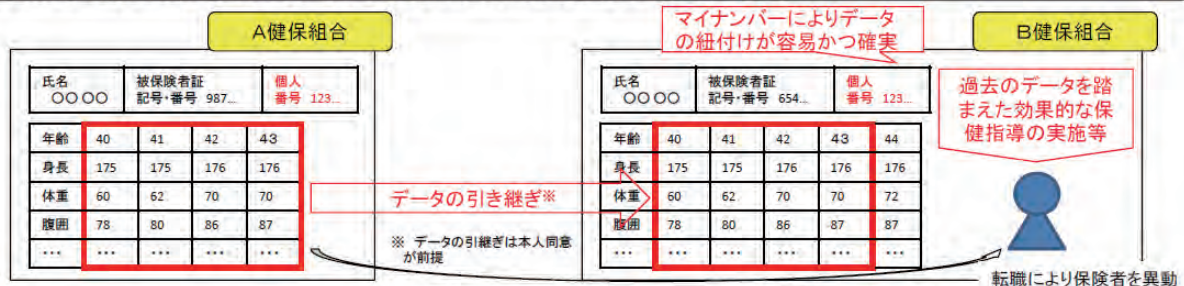
3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



■ 特定健診の項目（基本的なもの）

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

（医師の判断による追加項目、告示で規定）

貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診などで貧血が疑われる者
心電図検査（12誘導心電図） 眼底検査	前年度の特定健診の結果等において、血糖、脂質、血圧及び腹囲等のすべてについて、次の基準に該当した者 血 糖…空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、または HbA1c が 5.2% 以上 脂 質…中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満 血 圧…収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上 腹囲等…腹囲が 85cm 以上（男性）・90cm 以上（女性）の者（内臓脂肪面積の測定が出来る場合には内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上）、または BMI が 25 以上の者

Part.5 マイナンバーと絡めて医療情報が狙われる？ ～政府・財界のあの手この手～

■「個人番号カード」と保険証の一元化案が浮上

- ・個人番号カードのICチップの空き領域に、マイナンバーとは異なる符号等を記録
- ・この符号等を『鍵』として、医療機関や調剤薬局はオンライン経由で患者の保険資格を呼び出し、資格確認を行うことに
- ・すでに新聞等で報道。既成事実化？（P.11 参照）

■一元化された場合、医療機関の対応は？

2015/6/5 金曜日

既読
12:00

あれっ？なんか下の絵ってどこかで見たことあるような…

既読
12:30

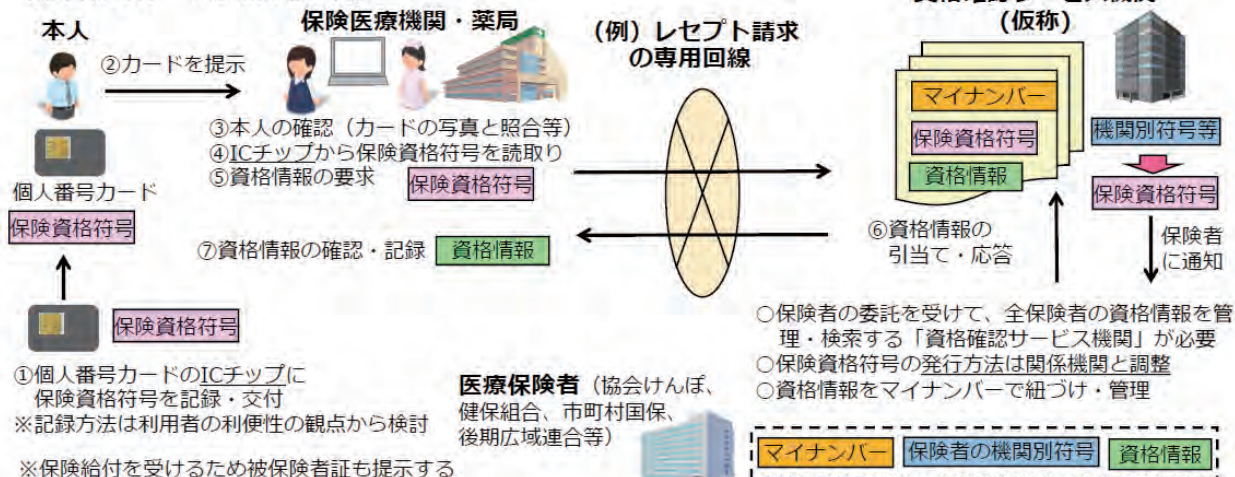
そうだ！レセプトのオンライン請求義務化の時に、これと良く似た絵をみたんだ!!

医療保険のオンライン資格確認の仕組み①（イメージ）

（※）公的個人認証や最新技術を活用して、より安全・効率的な仕組みも考えられるので、関係者と検討するための一例

- 番号制度のインフラをオンライン資格確認で活用するため、マイナンバーを補完する方法として、マイナンバー等から変換した「医療保険の資格確認に用いる符号」（保険資格符号（仮称））を用いる仕組みが考えられる。
- 保険医療機関等は、番号制度の情報提供ネットワークシステムではなく、例えばレセプトオンライン請求の専用回線など既存のインフラの活用が考えられる。

【個人番号カードを活用した案】



2014.12.10 厚生労働省「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会（中間まとめ：参考資料）」より

■（↑）を見る限りでは、以下の設備、対応が必要に

- ①個人番号カード読み取り用カードリーダー
- ②ネット回線の敷設
- ③レセコン、電子カルテ等の常時ネット接続
- ④強固なセキュリティ対策

■個人番号カードと保険証一元化の狙いとは？

- ・国民への個人番号カードの普及促進と、マイナンバーへの親和性の醸成
- ・医療機関のオンライン化、医療機関から医療情報を直接吸い上げるためのインフラの土台が完成することに

■他にも「あの手この手」を

- ・マイナンバーとの連動を前提とした医療独自の番号制度（医療等 ID）の導入（P.11 参照）

次のページへ



ケケッ! 政界!
違った、正解!!

既読
14:00

その通り Yoh!!
あの時は保険医協会、保団連の奴らに訴訟で負けて義務化撤回になったから Yoooh ~!!
違う方法でオンライン化を強要しようとしてるんだぜ!!

既読
14:06既読
15:00

執念深いなあ（ラップかよ!）
そんなんじゃモテない Yoh!!



しつづき

- ・医療機関から直接吸い上げた医療情報（医療等ID付）とマイナンバーを連動（紐付け）すれば、個人の医療情報はもとより、所得情報や保険料・税等の納付情報、医療・社会保障の給付情報など、あらゆる個人情報の一元管理が可能に

既読
16:00

このあたりの話は、この本に詳しく書いてあるよ（↓）

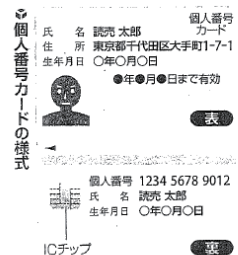


「共通番号の危険な使われ方 マイナンバー制度の隠された本質を暴く」

著者：白石孝、水永誠二、
石村耕治
価格：1,700 円（＋税）
現代人文社、2015 年 3 月



2015 年 1 月 19 日（月）読売新聞



マイナンバー

共通番号（マイナンバー）制度で7006年から個人への配布が始まる個人番号カードが、健康保険証に代わり使えることが分かった。早ければ17年7月から運用開始となる。03年開始した住民基本台帳カードは、他の機能が少なかったことから取得率は4割にとどまっていた。番号カードが新たな国民共通の身元として定着する可能性がある。

カード健康保険証にも

*17年7月開始検討

厚生労働省の研究会が14年12月、番号カードを健康保険証に代わりにも使えるようにする案を提言した。同省によると、受診する際に医療機関で番号カードを示す。カード内の情報で本人がどうかを確認する。病歴などの情報はカードに残さないため、同省はプライバシーが守られると判断し、採用を決めた。

マイナンバーは、社会保障や税金などの分野で利用され、年金の支給漏れや生活保護の不正受給などを防ぐ。18年度をめとして活用分野を拡大させ、銀行口座との連携も検討されている。番号カードは、ハローワークなどで住民票や所得証明書の代わりにも利用できるほか、全国約700市町村のコンビニでは住民票の写しや印鑑登録証明書を取得できる。

2015 年 1 月 20 日（火）毎日新聞

厚生労働省は19日、社会保障と税の一体化を二元的に管理するマイナンバー制度で国民に配布される個人番号カードに、健康保険証と同じ役割を持たせる方針を固めた。医療機関でカードを提示すれば、健康保険の情報を確認でき、保険証代わりになる。

マイナンバーは、医療機関が直接扱われると認められていない。厚労省の有識者研究会は昨年12月、マイナンバーは別に医療向け番号をつくり、患者がカードを提示すると医療向け番号

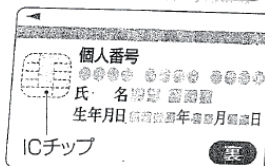
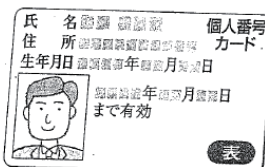
マイナンバー個人カード

保険証の機能付加

厚労省方針

もマイナンバーを付けることを検討している。マイナンバー制度は、社会保険料の納付や納税情報などを効率的に管理する狙いで13年に関連法が成立。各自治体に振り振られる12桁の番号が15年10月に通知され、16年1月から希望者に個人番号カードの交付が始まる。公的年金や雇用保険の失業手当を受け取る際の資格確認や、生活保護の不正受給の防止などに活用する。

個人番号カードのイメージ



2015 年 5 月 30 日（土）日本経済新聞

医療に番号制 18年度から

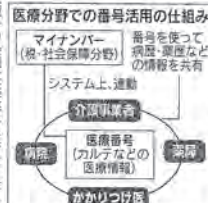
成長戦略に盛り込む主なIT活用策

▽医療・健康	17年7月以降
・マイナンバーカードを健康保険証として使えるように	
・マイナンバーと連動した医療番号制度を作る	18年度から段階的に開始、20年度に本格運用
・電子カルテを使う病院を増やす	400床以上の病院で20年度までに9割
・健康情報を民間事業者に委託管理する制度を設ける	16年に新法制定
▽その他	18年にも法改正など
・戸籍や選挙、自動車登録などにもマイナンバーを広く活用	

政府決定

政府は29日、カルテ診療報酬削減（レセプト）などの医療情報に番号制度を導入する方針を正式に決めた。税と社会保障の共通番号（マイナンバー）のシステムと医療関連のシステムを連動させる仕組みを、2018年度から段階的に導入。医師らが個人の診療結果や処方箋の情報を共有できるようにして、二重の投薬や検査を避ける。戸籍や選挙、自動車登録などにも共通番号を幅広く活用して国民の利便性を高める方針を盛り込んだ。

マイナンバー連動 医者ら情報共有 二重投薬・検査なくす



1. ICチップが搭載される。電子カルテと連動し、医師間で診療の連携を図る。マイナンバーと連動した患者の医療情報を把握できる。医師はマイナンバーを照会すれば、患者の医療履歴が一目でわかる。医師が処方する薬や検査の結果も、マイナンバーを通じて共有される。これにより、二重の投薬や検査を避け、医療の効率化を図る。また、患者の医療履歴が一目でわかることで、医師の診断がより正確になる。マイナンバー制度は、国民の医療情報を一元管理し、医療の質を向上させるための重要な施策である。政府は、マイナンバー制度の導入を推進し、国民の医療情報を一元管理し、医療の質を向上させるための重要な施策である。政府は、マイナンバー制度の導入を推進し、国民の医療情報を一元管理し、医療の質を向上させるための重要な施策である。

Part.6 マイナンバーの真の目的とは？ ～政府・財界にとって～

■政府・財界にとってのマイナンバーとは、どのようなシステムで、その目的は？

- ①個人の特定
- ②個人のプロファイリング
- ③個人（国民、顧客・消費者）の分類、選別
- ④個人（国民、顧客・消費者）の排除

■これらを実行するためには、収集・一元管理する情報は多ければ多いほうが良い

Aさん



あなたは年収***万円で、税金を毎年***万円も収めてくれて、保険料も**万円も払ってくれている。それでいて健康で、医療費は**円しか使っていない！なんて善良な国民なんでしょう、優遇!!

Bさん



お前は年収 ×× 万円だけで、税金も保険料もロクに収めちゃいねえ！そのくせ病気がちで、医療費は ×× 万円も使いやがって！この穀潰し国民が、排除!!

■(↑)を実現させる仕組み…「社会保障個人会計」(P.13 参照)

- ・小泉構造改革の時代から政府・財界が熱望する制度
- ・個人毎に社会保障給付を税・保険料等の負担の範囲内に収めるという考え
- ・マイナンバーによって税や社会保障の負担と給付（金の出入り）の各種情報を捕捉できるので、実現可能

■医療市場化への活用

- ・医療制度改革で混合診療が拡大すれば、公的医療給付は縮小し、民間保険の市場が拡大
- ・民間の生命保険会社がマイナンバーを使えば、個人の所得や負担能力、健康状態に応じた保険料の設定や、現物給付型の保険商品等の開発が可能に
- ・事実、生命保険協会はマイナンバーの利活用を政府に要求している

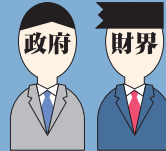
■マイナンバーが進んだ先の医療とは

- ・日本版「マネージドケア」とも呼ぶべき医療制度に？
- ・健康・医療に対する徹底した「自己責任」化？
- ・公的保険と民間保険のミックス診療が基本に？

2015/6/6 土曜日

既読
12:00

なにこれ…どうということ？
ちょっと気持ち悪いし、怖い…

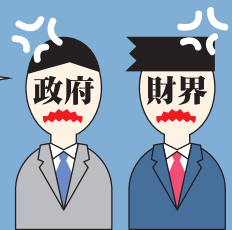


ちょっとお邪魔します
私たちの本音を聞いて
もらえますか？

既読
12:10



既読
12:20



既読
12:30



へっへっへ！
ビビってる!?

既読
13:00



こんな感じで、国民一人一人を個別に管理、コントロールする。それがマイナンバーの「本当の顔」なんだよ！
今ごろになって気付いたってもう遅いんだよ〜（笑）

既読
13:06

既読
14:00

なんか国や財界って、医療や社会保障っていうセーフティネットも損得勘定で、「経済優先」ってのが露骨だね…



既読
14:03

こんな世知辛いことに私達の情報を使ってほしくないよ！



だって国の借金が1千兆円…

既読
14:18

既読
14:20

すぐ借金のせいにする！
お金で国民を差別していいの？





【メモ】「社会保障個人会計」について

[概要]

- 社会保障個人会計とは、管理された過去の保険給付や負担（保険料、一部負担金）に関わる個人情報をもとに、個人の生涯の給付と負担が確認できる仕組みのこと。
- 政府・厚労省は、2001年6月に閣議決定された「骨太方針2001」において、個人レベルでの社会保障の給付と負担が分かる社会保障個人会計の構築を目指すとしている。
- 日本経団連も2004年9月に「社会保障制度等の一体的改革に向けて」において、社会保障個人会計の導入を提案している。
- 社会保障個人会計の構築は、国と大企業の社会保障に対する責任と負担を軽減させることが最大のねらい。そのターゲットは公的医療費であり、四半世紀にわたる医療費抑制路線を再構築することである。

[具体的に何をしたいのか]

- 社会保障個人会計を用いて、経団連、経済界が提案されているのが、給付抑制策では「限度額管理」、負担増加策では「公費分の回収」という2つの対策（前述の日本経団連提言、2005年NTTデータ経営研究所レポート）。
- 「限度額管理」とは、社会保険料の負担に比べて、社会保障給付を使い過ぎている人には、給付に一定の限度額を設定したうえで、給付が限度額を超えた場合は、超過分を一定期間繰り延べ、或いは他制度からの余剰額を付け替えるという給付抑制策である。
- 「公費分の回収」とは、個々人が負担した保険料と受けた給付を死亡時に精算し、給付が超過した場合はそれを公費負担とみなし、遺産・相続財産から回収することや、単年度毎に、受けた給付に含まれる公費負担を確認し、その公費分を回収する過酷なまでの負担増加策である。社会保障個人会計の受け皿として、「医療貯蓄口座」の導入も提案されている。
- シンガポール、米国においては医療保険の個人会計は導入済みである。MSA（医療貯蓄勘定）という形で個人の資産管理の一環として導入され、医療費用の支出に限ってその勘定から支払うことが許される。
- 前述の日本経団連の提案では、「医療貯蓄口座」とされ、保険診療の自己負担分や保険外診療の際の費用、あるいは健康増進につながる一定の支出等に充てる。積立金に対しては所得税等の優遇措置などを講じるというものである。
- こうした基盤整備に合わせて、社会保障制度は、個人単位で把握・管理する方向が示されている。
- マイナンバー制度によって負担と給付の情報、所得情報までが一元管理されることで、こうした給付削減や管理が実効性を持つことになる。

（2008年12月7日 全国保険医団体連合会「政策提言」より抜粋）

登場人物の紹介

Aさん（40歳）

＊＊大学卒業、某一流商社のエリート社員。運動神経も万能で、趣味はゴルフ。週に2回ジムで汗を流す。



Bさん（36歳）

専門学校卒業後、プロ漫画家のアシスタントに。不規則な生活が祟り糖尿病に。それでも無理を続けた末、人工透析に。仕事も減り、収入も半減。



政府さん・財界さん

医療・社会保障費の抑制と医療産業化の達成が生きがい。マイナンバーで国民を監視しつつ、ブブツ独り言の毎日。



Part.7 それでもマイナンバーは必要ですか？

～私たちは今、何をすべきか～

- そもそも現状で施行、運用して大丈夫？
 - ・国民の制度認知度は3割弱（2015年1月 内閣府世論調査より）
 - ・企業の8割超が未対応（2015年4月 帝国データバンク調査結果より）
 - ・年金情報の大量流出問題で、連日「マイナンバーは大丈夫？」の報道
- マイナンバーと同様の「共通番号制度」を導入する国（韓国、米国）では、漏洩・流出、なりすまし犯罪が多発（米国では、軍事の分野で別の番号制を導入）
- マイナンバーが導く未来を考える
 - ・政府・財界の「経済優先」のための制度でありインフラ
 - ・国民監視の強化、監視社会化の恐れ
 - ・民間企業の個人情報利用がなし崩しに拡大。番号・カードがなければ暮らせない（名前より番号、本人よりもデータが信頼される社会に）
 - ・医療費抑制と医療市場化が加速し、「日本版マネージドケア」へ。金のあるなしで患者を差別する医療提供体制に（そんな診療を先生方は受け入れられますか？）
- 私たちは何をすべきか
 - ・現状で国民や事業者にとってマイナンバーが必要か、対応できるか？冷静に判断すること
 - ・医療者として、患者の医療情報保護、医療の未来を考えるべき
 - ・マイナンバーの施行・運用の阻止、少なくとも延期の要求はすべき。そのための運動を
 - ・保険医協会、保団連はもちろん、日弁連も反対。各界各層との幅広の共闘運動を実現すべき

「共通番号いらないネット」をご存知ですか？

- マイナンバー（共通番号）に反対する市民・議員・研究者・医師・弁護士などをネットワークし、マイナンバーを最終的に廃止に追い込んでいくことを目指し、全国的に運動を幅広く呼びかけ、形成していくことを目的に、2015年2月20日に発足（P.15 参照）
- 世話人は以下のメンバー
白石孝（反住基ネット連絡会）／田島泰彦（上智大学教授）／石村耕治（白鷗大学教授）／水永誠二（弁護士）／田辺由紀夫（神奈川県保険医協会）／藤代政夫（千葉県会議員）／新田真澄（プライバシー・アクション札幌）／上江洲美子（監視社会ナラン市民ネット沖縄） 他

2015/6/7 日曜日

既読 12:00
これで国民も気づき始めたね
情報漏洩・流出の怖さを

既読 12:05
くっそ～！
バレたかあ

既読 12:10
政府 財界
日本年金機構の奴め!!
余計なことしてくれた
ものです、まったく…

既読 12:30
ちょっとお邪魔するよ～
オイラは好きで病気になっ
たんじゃないんだ!
そんなこと個人情報で分かる
訳ないだろ!! 監視国家反対!!!

既読 12:35
いいねえ～Bさん!
やっぱり声をあげなきゃね!!

既読 12:50
ボクも国民を情報で管理して
振り分けたり差別することは
どうかと思うよ!!

既読 12:55
ありがとう、Aさん!
他人事、無関心はダメだよ!!

既読 13:00
残された時間は僅かだけど、
今は追い風が吹いているよ!

既読 13:06
白い奴の勢いが止まらない…

既読 13:10
マイナンバーに対して明確に
反対している医療団体は私達
保険医協会と保団連だけ!!

既読 13:15
今こそマイナンバーの施行・
運用阻止の運動を強めよう!
エイッエイッ、オーッ!!

■「共通番号いらないネット」ウェブサイト <http://www.bango-iranai.net/>



マイナンバーの施行、運用阻止の運動に役立つ資料等がダウンロードできます。また、全国各地での講演会や学習会等のイベント案内も掲載されています。

「共通番号いらないネット」の活動は、賛同カンパで賄っています。ご協力いただきますようお願いいたします。
(一口：個人 1,000 円、団体 3,000 円)

金融機関名：ゆうちょ銀行
(金融機関コード：9900)
店名・店番：〇一九店・019
預金種目：当座／口座番号：0729745
口座名称：共通番号いらないネット

2015 年 6 月 3 日 (水) 東京新聞

2015 年 6 月 9 日 (火) 毎日新聞

安保・年金で野党攻勢

違憲指摘
「潮目が変わった」

衆議院憲法委員会憲法学者が安全保障閣内閣法案を連環と指摘したところ、日本年金機構の加入者情報流出問題を受け、野党が国会審議で攻撃している。民主主義は安保閣内閣法案の廃案を求める一方、年金問題に関連して「マイナンバー」関連法案に参院で反対する構え。

与党ベースに進んできた閣内閣議だが、首相が変わって来た（民主主義幹部）と勢いづいている。

【村屋哲】

人々の大衆を驚かす。大衆は、与野連帯を台詞の標榜するが、其の裏面は、自由主義の行使を恣にするのを意圖と明言して、民主政の細野志を改竄するが、今日の日本の前途を憂へるに如き、社民黨の吉田首相は言ふも、口上「一条では認められない法案だ、何れも通過し得ない。他に全力を挙げたい」と強調した。

政府・与野は連帯では無いと反論するが、野党が「これ問題視するが、その中から防衛相がら曰、憲法をいかに保障するに注意するべきかを議論し、閣内一致した。などと言ふ」は、民主・共黨、其の法案を来年一月から三月の間に、半一制度のマイナースを証明するもの方針だ。民主は閣内連帯の衆院通過時賛成したが、枝野は

参院の採決で反対に回
る可能性を示した。

ただ、労働組合法
改正案では、維新採
決法に依る方針で、今
国会成立の公算が大き
くされており、野党の
足並みが乱れている局
もある。民主党内にも
う少し収めなくては必
ずと論議。

年金情報流出

年金情報流出
年金加入者の個人情報約二百二十五万件が外部に流出した。日本年金機構へのウイルスメールが原因である。今年月から国民に付加されるマイナンバー制も標的にならないか不安がさるに懸る。

理の仕方方を一から考え直す必要がある。

マイナンバーが不安だ

一、出生年金基金制度の発見についてと一件がつついたメールだったところ、日本年金機構の複数の職員が少なくとも十数件受信し、開封したため、数十台のパソコンがウイルスに感染し、外部者から不正アクセスを受けた。

その業務に就いては職員が開封しても仕方がないようなメールだったと同僚機は指摘するが、危機管理が本質に徹底していたのか疑問が大きい。発着がある。このような不正アクセスの手段は、むしろ一般的だからだ。しかも、先月八日から十日まで断続的にメールが送られていた。警察に相談したのは十九日のことだが対応が遅すぎる。情報漏

出した年金番号と氏名、生年、住所である。深刻なプライバシー侵害事件と受け止めなければならない。こうした基本情報が必要と知られると、本人に成り済まして年金がたまし取られる被害が出るとい言は言切れない。

「本人確認を徹底する」と同構は二重被害を防止してはならない。年金詐取ばかりではない。年金にかかわる個人情報も、名簿送付の危険性が高い。年金給付代行を担ったさまざまな悪徳な偽り、ビジネスや詐欺事件に巻き込ま

マイナンバーが

る可能性もぬぐいきれない。

心配はマイナンバー制にも及ぶ。国民一人一人に生誕不変の番号を付け、納税実績や社会保障分野などの情報を結び付ける。個人の銀行口座にマイナンバーを付けることも進められる。

と、それだけ生活の場面に使われ、行政事務が効率化することになった。ところが、このように情報がいったん今回のような情報流出事件が起きると、被害も大きい。そう深刻に……。米

国では他の社会保険番号を用いてクレジットカード番号を管理して

ネットの闇市場で売買を前など、犯罪が多発している。韓国でも売買されている現状だ。

プライバシー侵害を回避しようとして、個人情報保護を徹底しないことに限る。情報の分類管理が適切であるはずだ。マシンパワー制約の正反作用、不正のリスクが高まることを強く懸念する。

天聲人語

ケチにも上には上がいる。鉦を打つのに金づちを近所に借りに行ったら、断られた。鉄の鉦を打たれたら金づちが減るからだという。そこでいわく、なんてしみたれな野郎だ、だってうちの金を出して使え——落語の五代目志ん生による「黄金餅」のまくらである。ケチは自分の懐に入れることは好きだが、出すのは大嫌いだ。こんなことを言うケチも出てくる。「本当なら恩を出すのもいやなんだけれども、出さなきゃ苦しいから少出ししよう」と。▼こちらも出さないことに徹することはできなかったか。公的年金の受給者や加入者の個人情報が大量に流出した。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、不正アクセスを許してしまつた。「消えた年金問題」に続き、公的機関の情報管理のあり方が問われる事態だ。▼万全の対処を期しつつ、先のことも考える必要がある。来年1月に始まる「マイナンバー」制度である。国民一人ひとりに番号を割り当て、税や社会保険料といった幅広い個人情報や行政が一括して把握することになる。▼預貯金や健診情報にも対象を広げるべく議論が進む。これらの情報が誰かに盗まれ、悪用されたらどんなことになるか。国民のプライバシーを本当に守れるか。政府も各党ももう一度、洗い直してみれば、きではないか。▼私たちも自分の情報をごまかで行政に委ねるか、再考すべきだろう。外に出した情報が独り歩きする危険は常にある。落語の登場人物ほどでなくとも、時にケチになることは必要だ。

2015 年 6 月 3 日 (水) 朝日新聞



発行元

